

令和 6 年度事業報告

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

令和 6 年度においては、以下の事業を実施した。

一 測量専門教育の充実向上及び普及（実施事業）

1 測量専門教育に関する調査研究（定款第 4 条第 1 項第 1 号）

測量教育機関（測量法第 50 条及び第 51 条に定める大学、短大、高専、測量専門学校）における測量教育内容、動向についての調査は実施できなかった。

一方で、測量業の担い手確保の観点から令和 6 年 6 月に測量法の一部が改正され、これまで測量に関する専門の養成施設に係る登録要件等が法律事項から測量法施行規則（国土交通省令）により規定されることとなった。この改正測量法施行規則が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることからその基礎的な登録要件（測量に関する科目、実習機器、専任教員等の登録要件等）の緩和措置について様々場面で国（国土地理院）に対して要望を行った。

2 測量専門教育学校運営連絡会（定款第 4 条第 1 項第 3 号および第 8 号）

測量専門学校運営連絡会の開催は、令和 6 年 6 月 24 日から 25 日に東京都文京区（（公社）日本測量協会会議室）において、令和 7 年 1 月 30 日に東京都文京区（（公社）日本測量協会会議室）で測量専門学校運営連絡会をそれぞれ開催し、各測量専門学校及び関係行政機関等と、教育現場における詳細な分析とともに今後の教育内容及び教育実習等の検討を行った。

また、各校が測量に関する専門の養成施設の登録更新時期でもあることから手続きにかかる留意事項の再確認及び令和 6 年 6 月に改正された測量法の一部を改正する法律の内容（特に測量に関する専門の養成施設の登録要件）について情報共有を行い、その改正内容の詳細を定めるにあたり、各校と意見交換を実施し、とりまとめて国（国土地理院）に要望することとした。

3 海外技術支援（定款第 4 条第 1 項第 4 号後段）

海外技術支援・援助の一環として関係機関を通じて職員の派遣を実施してきているところであるが、今年度は、一般社団法人国際建設技術協会から講義の依頼があり、「国家基準点管理の効率化と利活用」コースの「3 次元網平均」について、5 カ国（バングラデシュ、カンボジア、エジプト、ジョージア、タイ）6 名に講義を実施した。

4 広報（定款第 4 条第 1 項第 5 号）

(1) 地図・測量関連団体と連携した広報活動

①「地図展 2024 金沢 地図と空中写真で識る金沢の歴史」が、令和 6 年 9 月 28 日～10 月 6 日の間、金沢駅東広場もてなしドーム地下広場（金沢市）において開催され、当センターも管区内の専門学校等と協力し参加した。

②「測量の日」の関連行事が 6 月 3 日「測量の日」を中心に、測量・地図に関する情報、知識を国民に普及、啓発する運動が全国で実施され、開催が縮小されたイベント等もあったが、これら各種行事に全国の各専門学校と協力し参加した。

③「広報推進協議会」の構成員として参画し、測量業界の一体的な広報の強化に努めた。

(2) 測量教育等に関する電話、メール等での問い合わせに対し、的確な対応を行った。
（件数：約 2 5 0 件）

(3) 当センターのホームページを活用し、各種の情報発信を行った。

二 測量専門教育に関する教材の作成・販売、測量士・測量士補登録手続き事務、その他受託業務（その他事業）

1 測量専門教育に使用する一般教材の作成および販売（定款第 4 条第 1 項第 2 号）

(1) 「応用測量学通論」の新刊を販売するとともに「測量学概論」外 3 冊については昨年に引き続き販売した。

(2) 測量法「逐条解説」（平成 1 7 年初版）の改正版の刊行に向け、関係機関と調整を行ったが、刊行には至らなかった。

2 測量士、測量士補登録手続き事務（定款第 4 条第 1 項第 8 号）

本年度卒業生に対し、測量士、測量士補の資格取得に関する全体的な登録事務手続き及び実務経験の申請方法等について指導を行った。

なお、本年度についても卒業生を対象に、測量士若しくは測量士補の登録番号、登録年月日を記載した「S E C カード」の配布を行った。

区 分	登録者数	備 考
測 量 士	7 5	(6 8)
測量士補	3 6 4	(3 8 4)
計	4 3 9	(4 5 2)

備考（ ）内は令和 5 年度実績

3 受託業務（定款第 4 条第 1 項第 6 号）

「測量士・測量士補登録等補助業務」を国土地理院から受託し実施した。この業務は、測量士名簿及び測量士補名簿への登録、登録のための審査業務、名簿記載事項変更に関する業務、名簿記載事項証明に関する業務の処理及び測量士・測量士の資格取得方法、

登録番号、その他登録に関する問い合わせ業務の補助業務を実施するものである。

三 その他の事業（定款第4条第1項第3号および第8号）

① J F S（日本測量者連盟）活動について

J F S加盟組織として、連盟活動に協力するとともにJ F S広報誌に当センターの概要・活動内容等について紹介した。

② 測量系C P D協議会活動について（定款第4条第1項第4号前段）

測量系C P D協議会の構成員として、その活動に参加した。

令和6年度事業報告に係る附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。